「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号）第１５条第３項の規定に準じて、東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業に係る事業契約の内容を公表する。

平成２８年３月３０日

東御市長　花岡　利夫

１　公共施設等の名称及び立地

生ごみリサイクル施設

長野県東御市田中４１５－１及び４１６

２　選定事業者の商号又は名称

共和化工株式会社 関東支店

竹内工業株式会社

株式会社東御クリーンサービス

有限会社三井金属

株式会社宮下組 東御支店

株式会社東建工業

株式会社荒井設備

渡辺電業株式会社

株式会社Ｓ＆Ｋとうみ

３　公共施設等の整備等の内容

［東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業　基本契約書（抄）］

（事業の概要等）

第３条　事業の概要は、別紙１記載のとおりとし、その詳細は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。なお、事業者は、事業者提案に従って事業を行うものとし、これを原則として変更できない。ただし、発注者の指示により発注者の承諾を得て変更する場合は、この限りではなく、また、要求水準書等と適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において、要求水準書を満足させるように発注者の承諾を得て変更をするものとする。

２　本事業の日程は、別紙２記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。

３　本事業において整備され、運営される施設（以下「本施設」という。）の概要は、別紙３記載のとおりとする。

４　本事業において、事業者が行う業務は、別紙４記載のとおりとし、事業者を構成する各当事者は、当該当事者が遂行するべき業務を遂行するものとする。

５　本事業において、発注者が行う業務は、別紙５記載のとおりとし、発注者は、発注者が本事業を実施するために必要な各種申請手続を行うものとし、事業者は、当該申請手続に必要な書類の作成その他発注者が要請する事項について発注者を支援するものとする。

別紙１　事業の概要

１．事業の名称

東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業

２．事業の場所

長野県東御市田中４１５－１及び４１６

別紙２　事業日程

１．設計・建設期間

建設工事請負契約締結日から平成２９年１１月３０日

２．運営期間

平成２９年１２月１日から平成４５年３月３１日

別紙３　施設の概要

建設予定地	長野県東御市田中４１５－１及び４１６
施設規模	生ごみリサイクル施設：約４．１ｔ／日
処理対象ごみ	・家庭系生ごみ ・事業系生ごみ

別紙４　事業者が行う業務

①　設計・建設業務

ア　設計業務

イ　建設業務

ウ　その他関連業務（交付金申請支援、建設工事に係る許認可申請支援等）

②　運営業務

ア　受付管理業務（受入業務を含む）

イ　運転管理業務

ウ　維持管理業務

エ　選別残渣の運搬

オ　環境管理業務

カ　啓発支援業務（見学者対応支援、環境教育支援等）

キ　資源化物の保管・積込み業務

ク　情報管理業務

ケ　その他関連業務（清掃、近隣対応等）

③　既存施設の解体業務

別紙５　発注者が行う業務

①　設計・建設業務

ア　住民対応

イ　施設建設に伴う交付金申請手続き

ウ　施設建設に伴う工事監理

エ　その他これらを実施するうえで必要となる業務

②　運営業務

ア　生ごみの搬入

イ　資源化物の有効利用（配布等）

ウ　近隣対応（主体として）

エ　環境教育・見学者対応（行政や団体等の見学の受付及び行政対応）

オ　運営業務モニタリング

カ　その他これらを実施するうえで必要となる業務

４　契約期間

契約締結日から平成４５年３月３１日

５　事業の継続が困難になった場合

［東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業　基本契約書（抄）］

（ＳＰＣの運営）

第６条

２　構成員は、ＳＰＣの設立及び運営に関して締結した株主間の契約がある場合には、当該契約が、次の各号に定める事項を含み、かつ、構成員が次の各号に定める事項に反する書面によるか又は口頭による合意を締結していないことを本書を以て確認し、また、次の各号に定める事項を含むＳＰＣの設立及び運営に関して締結した株主間の契約がない場合には、構成員は、発注者に対し、ＳＰＣの運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守することを確約する。

（８）構成員は、ＳＰＣが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成員の全部が連帯して、又は、いずれかの構成員が単独で、ＳＰＣを倒産させず、ＳＰＣが運営業務委託契約上の債務を履行できるよう、当該事業年度において支払われる年間委託料総額を上限として、ＳＰＣへの追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとすること。

（運営業務）

第９条

４　ＳＰＣは、運営業務を運営業務委託契約の定めるところに従って遂行し、運営企業は、これを確実にする。かかる義務を履行するためのＳＰＣと運営企業の間の契約が解除その他の事由の如何を問わず、運営期間の中途で終了する場合又はそのおそれを発注者が合理的に認め

てＳＰＣに要請した場合には、運営企業を除く事業者は、運営企業に代わってＳＰＣによる運営業務の遂行を確実にせしめる者の候補者（ただし、入札説明書等の定める運営企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継運営企業候補者」という）を探索し、運営企業に代わってＳＰＣによる運営業務の遂行を確実にせしめることにつき、後継運営企業候補者から内諾を得たうえで、後継運営企業候補者の情報その他発注者が合理的に求める情報を開示して後継運営企業候補者への業務の引継の検討を書面で発注者に打診することができる。当該打診が基本契約を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他発注者の定める諸規定が許容する限り、発注者は、当該打診を発注者において検討する期間中、基本契約を解除しないことができる。

５　発注者は、前項の定めるところに従って後継運営企業候補者への業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をＳＰＣに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、ＳＰＣは、運営企業及び後継運営企業候補者との間で、ＳＰＣと運営企業との間の既存契約上の運営企業の地位を後継運営企業候補者に承継させる契約その他必要な契約を締結することができ、ＳＰＣ以外の事業者は、これに合理的な協力を尽くすものとし、当該契約の締結後直ちに、その写しを発注者に提出する。

（契約の終了）

第１４条

２　前項の定めにかかわらず、基本契約以外の特定事業契約の全てが終了した日をもって基本契約は終了するものとする。

３　第１項及び第２項の定めにかかわらず、発注者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、発注者の第１２条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

（１）事業者のいずれかの当事者が次の各号のいずれかの場合に該当するとき。

①　公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定した場合、又は、第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定した場合。

②　自ら又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の刑が確定した場合。

（２）事業者のいずれかの当事者が次のいずれかの場合に該当するとき。

①　その役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者又は過去５年以内に当該関係者であった者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる場合。

②　その役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会

的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められる場合。

③　その役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合。

④　前各号に規定する場合のほか、その役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑤　その経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められる場合。

（３）基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

（４）締結している基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除された場合。

４　第１項及び第２項の定めにかかわらず、事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の第１２条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

（１）基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

（２）締結している基本契約以外の特定事業契約が事業者より解除された場合。

［東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業　建設工事請負契約書（抄）］

（発注者の解除権）

第４７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　正当な理由なく、この契約締結後直ちに設計に着手しないとき、又は、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

（２）　その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

（３）　第１０条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（５）　契約者として必要な資格を欠いたとき。

（６）　第５０条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

（７）　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７

号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他の不正行為による発注者の解除権）

第４８条　発注者は、受注者（第２号にあっては、受注者の役員又は使用人）が本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

（１）　公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項に規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は、第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）　刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の規定に該当し、刑が確定したとき。

２　受注者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は当該構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（その他の発注者の解除権）

第４９条　発注者は、工事が完成するまでの間は、第４７条第１項及び前条第１項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要があるときは、この契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

第５０条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

（２）　第２０条の規定による工事及び設計業務の中止期間が６月を超えたとき。ただし、中

止が工事の設計・施工その他この契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
（３） 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
（４） 基本契約が受注者により解除されたとき。

［東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業　運営業務委託契約書（抄）］

（委託者の解除権）
第３５条　委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者に書面で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。
（１） 受託者が業務の履行に際し不正行為があった場合。
（２） 受託者が委託者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、委託者が相当期間を定めて是正催告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されない場合。
（３） 第３６条又は第３７条によらないで受託者からこの契約の解除の申出があった場合。
（４） 第１５条による各業務に係る遂行状況並びに本施設の維持管理及び運営の状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、別紙１記載のモニタリング実施要領の定めるところに従ってこの契約を解除することができる場合。
（５） 前各号の他、受託者がこの契約の重大な違反又は抵触がある場合。
２　委託者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者に書面で通知することにより、この契約を解除することができる。
（１） 基本契約第１４条第３項第１号に定める場合のいずれかに該当するとき。
（２） 基本契約第１４条第３項第２号に定める場合のいずれかに該当するとき。
３　委託者は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、委託者は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）
第３６条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者に書面で通知することにより、この契約の全部を解除することができるものとする。
（１） 委託者がこの契約に基づく重要な義務に違反し、且つ、受託者による通知の後３０日以内に当該違反を是正しない場合。
（２） 委託者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合。
（３） 基本契約が解除された場合（基本契約が委託者により解除された場合を除く。）。

（不可抗力又は法令変更による契約解除）
第３７条　委託者又は受託者は、不可抗力の発生又は法令変更により、業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第２９条第２項又は第３１条第２項の定める協議のうえで、この契約を解除できるものとする。

６　契約金額

（１）建設工事請負契約

　５６７，８５４，２８０円

　（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の想定金額４２，０６３，２８０円）

（２）運営業務委託契約

　５５１，０２５，７２０円

　（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の想定金額４０，８１６，７２０円）

7　契約終了時の措置に関する事項

［東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業　基本契約書（抄）］

（契約の終了）

第１４条　基本契約は、特定事業契約の締結について東御市議会の議決を得て本契約としての効力を生じ、運営期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、特定事業契約の各規定は発注者及び事業者を法的に拘束するものとする。事業者は、ＳＰＣをして、運営期間終了後の引継ぎ時において発注者の定める要求水準を満足する状態で本施設を発注者に引継ぐものとする。なお、事業者は、運営期間終了後の措置については、運営期間終了の５年前までに発注者との協議を開始しなければならない。

［東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業　建設工事請負契約書（抄）］

（発注者の解除権）

第４７条

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他の不正行為による発注者の解除権）

第４８条

３　受注者は、第１項各号のいずれかに該当する場合は、請負代金額（変更契約をしている場合は変更後の請負代金額。）の１０分の１に相当する額を、損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。当該工事が完成した後も、同様とする。ただし、第１項第１号の場合において、命令の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは､この限りでない。

４　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、第１条第１２項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

５　第３項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、発注者のその超過分についての請求を妨げるものではない。

６　前条第３項の規定は、第３項の規定により損害賠償金の支払いを受ける場合に準用する。

（その他の発注者の解除権）

第４９条

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、基本契約第１４条第３項（同項第４号に

基づく基本契約の解除が発注者の責めに帰すべき場合を除く。）の定めるところに従って発注者が基本契約を解除した場合は、この限りでない。

（受注者の解除権）

第５０条

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第５１条　発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第３４条（第４０条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第３７条及び第４１条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第１項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第４７条又は第４８条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年２．９パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第49条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の規定による出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第４７条又は第４８条の規定によるときは発注者が定め、第４９条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

［東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業　運営業務委託契約書（抄）］

（業務の引継ぎ等）

第３３条　受託者は、この契約の終了に際し、委託者又は委託者が指定するものに対し、継続して業務を行うに当たり支障のないよう、要求水準書等に定める条件を満たし、第３項の定めるところに従って決定された業務の引継等に係る詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

２　前項の業務の引継等にあたり、受託者は、委託者又は委託者が指定するものに対し、本施設の円滑な運営に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育指導（机上研修、現場研修及び実施研修の全てを含む。本条において同じ。）を契約期間中に完了した上で、本施設の最新の取扱説明書（業務の遂行過程で修正され、更新された内容の詳細を含む。）、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の遂行に必要な図書等を引渡すものとする。なお、かかる教育指導計画書及び受託者が引き渡すべき図書等は、受託者が予め作成し、委託者の承諾を得なければならない。なお、本項の定めるところに従ってなされるべき業務の引継ぎ等に係る教育と指導は、この契約の終了時に完了していなければならず、受託者は、契約期間の終了時から逆算して教育と指導を計画し、また、この契約が中途で終了した場合には、この契約の終了後も受託者の費用でこれを完了せしめなければならない。

３　前各項に基づく業務の引継、次条に基づく本施設の明渡しその他この契約の終了時における詳細条件は、委託者及び受託者の協議により決定されるものとし、かかる協議は契約期間満了の５年前を目途に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、受託者は、委託者に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

（施設の明渡し）

第３４条　受託者は、この契約の終了までに、その管理する物品等を撤去し、要求水準書等に定めるところに従い、本施設が次の状態であるほか、本施設の基本性能が確保されており、委託者が業務を要求水準書等の定める条件を満たして契約期間終了後も１０年間にわたり継

続して実施することに支障がない状態にして委託者又は委託者が指定するものに本施設を明け渡さなければならない。

（１）　建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（通常の経年変化によるものを含む）は除く。

（２）　建屋内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（通常の経年変化によるものを含む）は除く。

（３）　主要な設備機器等は、本施設の基本性能を確保するために必要な能力を満たすこと。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む）については除く。

（４）　前条第３項の定めるところに従って決定された本施設の状態に係る明渡しの詳細条件が満たされていること。

２　契約期間終了又は契約解除によりこの契約が終了する場合は、契約期間終了の場合には、その合理的な日数より前から、契約解除の場合には、この契約の解除日から直ちに、受託者は、本施設が前項に定めるところに従って明け渡すことが可能な状態であるか否かについて、次の各号の定めるところに従って確認を行う。

（１）　受託者は、要求水準書等に示す内容・方法の引渡性能試験を実施し、要求水準書等に定める保証事項を満たすことを確認する。

（２）　受託者は、本施設の全ての設備について以下の①及び②の各規定所定の検査を行い、当該規定所定の事項を確認する。

①　内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）

a）汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。

b）浸水、漏水等がないこと。

c）その他、異常がないこと。

②　内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む）

a）異常な振動、音、熱伝導等がないこと。

b）開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。

c）各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。

d）その他、異常がないこと。

（３）　受託者は、精密機能検査を実施し、①長寿命化計画により本施設がストックマネジメントの観点から適正に管理されてきたこと、②さらに本条に基づく明渡しの後１０年間にわたって支障なく本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認する。

（４）　前条第３項の定めるところに従って決定された本施設の性能に係る明渡しの詳細条件が満たされていること。

３　受託者は前項の確認の完了後、その確認結果を記載した施設性能確認報告書を作成するとともに、前項第３号に基づき実施された精密機能検査の結果を踏まえて契約終了後の長寿命化計画を委託者の承諾を得た様式及び内容で作成し、前項の確認が全て完了した日から１０日以内に委託者に提出し、その承諾を得るものとする。

４　前各項の確認の結果、不合格のものについては、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めて補修若しくは部品・消耗品等の交換並びに施設性能確認報告書及び長寿命化計画の再

提出を請求し、又はかかる請求に代え若しくはかかる請求とともに損害の賠償を請求することができる。

5　前各項の規定にかかわらず、委託者が認めた場合には、受託者は本施設を要求水準書等の定める条件を満たして継続して使用可能な状態にせずに、別途委託者が定める状態で委託者に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

（委託者の解除権）

第３５条

3　委託者は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、委託者は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

4　前各項の規定によりこの契約が解除された場合又は受託者の責めに帰すべき第３２条第１項第３号に基づく契約終了の場合においては、受託者は、第４条の定めるところに従って委託者に差し入れている契約保証金に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に支払う義務を負う。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、前各項の規定によりこの契約が解除された場合又は受託者の責めに帰すべき第３２条第１項第３号に基づく契約終了の場合により委託者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について委託者が受託者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

5　前項の場合において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合は、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受託者の解除権）

第３６条

2　受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。